

㊦

前橋市教育委員会告示第3号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

令和4年3月8日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

記

- 1 日 時 令和4年3月15日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 市役所11階北会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第7号 前橋市教育委員会公印規則の改正について
 - (2) 議案第8号 臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の改正について
 - (3) 議案第9号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
 - (4) 議案第10号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
 - (5) 議案第11号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
 - (6) 議案第12号 公有財産(土地)の所属替について
 - (7) 議案第13号 前橋市指定文化財の指定について
 - (8) 議案第14号 市費負担教職員(管理職)人事について

令和4年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
7	前橋市教育委員会公印規則の改正について	総 務 課
8	臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の改正について	文化財保護課
9	前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について	学 校 教 育 課
10	前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について	学 校 教 育 課
11	前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について	総合教育プラザ
12	公有財産（土地）の所属替について	文化財保護課
13	前橋市指定文化財の指定について	文化財保護課
○14	市費負担教職員（管理職）人事について	学 校 教 育 課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について (総 務 課)
- (2) 令和3年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について (文化財保護課)
- (3) 令和4年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について (前橋高等学校)
- (4) 令和3年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について (生涯学習課)
- (5) 「前橋市立図書館新本館基本構想」(案)に関するパブリックコメント(意見集)の実施について (図 書 館)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3 月定例会
令和 4 年 3 月 1 5 日 (火)
午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 7 号 前橋市教育委員会公印規則の改正について
- (2) 議案第 8 号 臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の改正について
- (3) 議案第 9 号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について
- (4) 議案第 1 0 号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
- (5) 議案第 1 1 号 前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について
- (6) 議案第 1 2 号 公有財産 (土地) の所属替について
- (7) 議案第 1 3 号 前橋市指定文化財の指定について
- (8) 議案第 1 4 号 市費負担教職員 (管理職) 人事について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 令和 3 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について
- (3) 令和 4 年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について
- (4) 令和 3 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について
- (5) 「前橋市立図書館新本館基本構想」 (案) に関するパブリックコメント (意見募集) の実施について

教育委員会議案第7号

前橋市教育委員会公印規則の改正について

前橋市教育委員会公印規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

前橋市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

「前橋市粕川歴史民俗資料館長印」及び「前橋市粕川出土文化財管理センター館長印」の項を削る。

別表第2（第3条関係）ひな形34及び35を次のように改める。

34及び35

削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

前橋市教育委員会公印規則の改正について（議案第7号）

総務課

1 改正の理由

使用用途が無くなった公印を廃止するため、前橋市教育委員会公印規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

前橋市粕川歴史民俗資料館長印及び前橋市粕川出土文化財管理センター館長印を廃止とし、前橋市教育委員会公印規則から削除する。

3 施行期日

令和4年4月1日

前橋市教育委員会公印規則新旧対照表

改正案							現行						
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)						
種類、名称	個数	ひな形 番号	寸法 (ミリメ ートル)	書体	使用 区分	保管責 任者	種類、名称	個数	ひな形 番号	寸法 (ミリメ ートル)	書体	使用 区分	保管責 任者
省略							省略						
前橋市総合教育 プラザ館長印		省略					前橋市粕川歴史 民俗資料館長印		省略				
							前橋市粕川出土 文化財管理セン ター館長印		省略				
別表第2(第3条関係)							別表第2(第3条関係)						
ひな形							ひな形						
34及び35							34						
削除							35						
							前橋市粕川 歴史民俗 資料館長印		前橋市粕川 出土文化財管理 センター館長印				

教育委員会議案第8号

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の改正について

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年前橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用許可の申請の際、臨江閣使用料減免申請書を添えて」を「臨江閣使用料減免申請書を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要がないと認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則の改正について（議案第8号）

文化財保護課

1 改正の理由

臨江閣使用料減免申請書について、教育長が必要がないと認めるときは、提出を省略することができるよう所要の改正を行うもの。

2 主な内容

第8条の臨江閣使用料減免申請書の提出方法（利用許可の申請の際、添えて）を削除し、臨江閣使用料減免申請書の提出を省略することができる旨のただし書を加える。

3 施行期日

令和4年4月1日

臨江閣の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>臨江閣使用料減免申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が必要がないと認めるときは、当該申請書の提出を省略することができる。</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>利用許可の申請の際、臨江閣使用料減免申請書を添えて教育長に提出しなければならない。</u></p>

教育委員会議案第9号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会
教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号又は第2号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について（議案第9号）

学校教育課

1 改正の理由

使用料の免除に係る手続きの見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号又は第2号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができることとし、この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができることとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

前橋市立学校の施設の利用に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号又は第2号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。</u></p> <p>4 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合</p> <p>(3) 第6条第2項の規定による登録を受けた利用団体が当該学校施設利用団体登録申請書に記載した利用目的で利用する場合</p> <p>(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。</p> <p>3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合</p> <p>(3) 第6条第2項の規定による登録を受けた利用団体が当該学校施設利用団体登録申請書に記載した利用目的で利用する場合</p> <p>(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合</p>

教育委員会議案第10号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の一部を改正する規則

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則（平成21年前橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について
(議案第10号)

学校教育課

1 改正の理由

使用料の免除に係る手続きの見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができることとし、この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができることとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。</u></p> <p>4 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合</p> <p>(3) 第5条の規定に基づき団体の登録をした市内の団体が、団体本来の活動目的で利用する場合</p> <p>(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。</p> <p>3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合</p> <p>(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合</p> <p>(3) 第5条の規定に基づき団体の登録をした市内の団体が、団体本来の活動目的で利用する場合</p> <p>(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合</p>

教育委員会議案第11号

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市総合教育プラザ管理規則の一部を改正する規則

前橋市総合教育プラザ管理規則（平成22年前橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

前橋市総合教育プラザ管理規則の改正について（議案第11号）

総合教育プラザ

1 改正の理由

視聴覚資料室の視聴覚機材及び教材について、経年劣化による貸出終了及び図書館への移管のため、所要の改正を行う。

2 主な内容

視聴覚機材及び教材の利用について規定する第6条を削る。

3 施行期日等

令和4年4月1日

前橋市総合教育プラザ管理規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(教育関係職員研修)</p> <p><u>第6条</u> 省略 (調査研究事項)</p> <p><u>第7条</u> 省略 (運営委員会)</p> <p><u>第8条</u> 省略 (研究員等)</p> <p><u>第9条</u> 省略 (相談員等)</p> <p><u>第10条</u> 省略 (委任)</p> <p><u>第11条</u> 省略</p>	<p>(視聴覚機材等の利用)</p> <p><u>第6条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、プラザの事業を妨げない範囲において、プラザの視聴覚資料室の視聴覚機材及び教材(以下「視聴覚機材等」という。)を利用することができる。</p> <p>(1) 官公署、学校及び社会教育施設</p> <p>(2) 本市に事務所を有し、社会教育を主たる目的とする団体で教育長が認めたもの</p> <p>2 <u>視聴覚機材等の利用期間は、利用開始の日から5日以内とする。ただし、特に教育長が必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、視聴覚機材等の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(教育関係職員研修)</p> <p><u>第7条</u> 省略 (調査研究事項)</p> <p><u>第8条</u> 省略 (運営委員会)</p> <p><u>第9条</u> 省略 (研究員等)</p> <p><u>第10条</u> 省略 (相談員等)</p> <p><u>第11条</u> 省略 (委任)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p>

教育委員会議案第12号

公有財産（土地）の所属替について

教育財産（土地）の取得を次のとおり決定し、前橋市財務規則（昭和40年前橋市規則第19号）第185条（所属替）の規定に基づき、公有財産の所属替について、市長宛て協議しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

1 対象物件

前橋市河原浜町641番地1	宅地	5,569.14㎡
前橋市河原浜町641番地2	山林	121.00㎡
前橋市河原浜町641番地3	公衆用道路	172.00㎡
前橋市河原浜町641番地4	公衆用道路	31.00㎡
前橋市河原浜町644番地1	原野	83.00㎡
前橋市河原浜町644番地3	原野	31.00㎡

合計 6,007.14㎡

2 用途

大胡城跡ガイダンス施設用

3 所属替の理由

子育て施設課が、公設児童クラブに改修することを目的として旧大胡幼稚園園舎の一部及び土地を所管していた。しかし、公設児童クラブ設置の必要性がなくなり、旧園舎は解体された。土地については、隣接する大胡城跡ガイダンス施設用地として使用が見込まれるため所属替により取得しようとするもの。

4 決定後の措置

市長（子育て施設課）と引継ぎについて協議を行う。

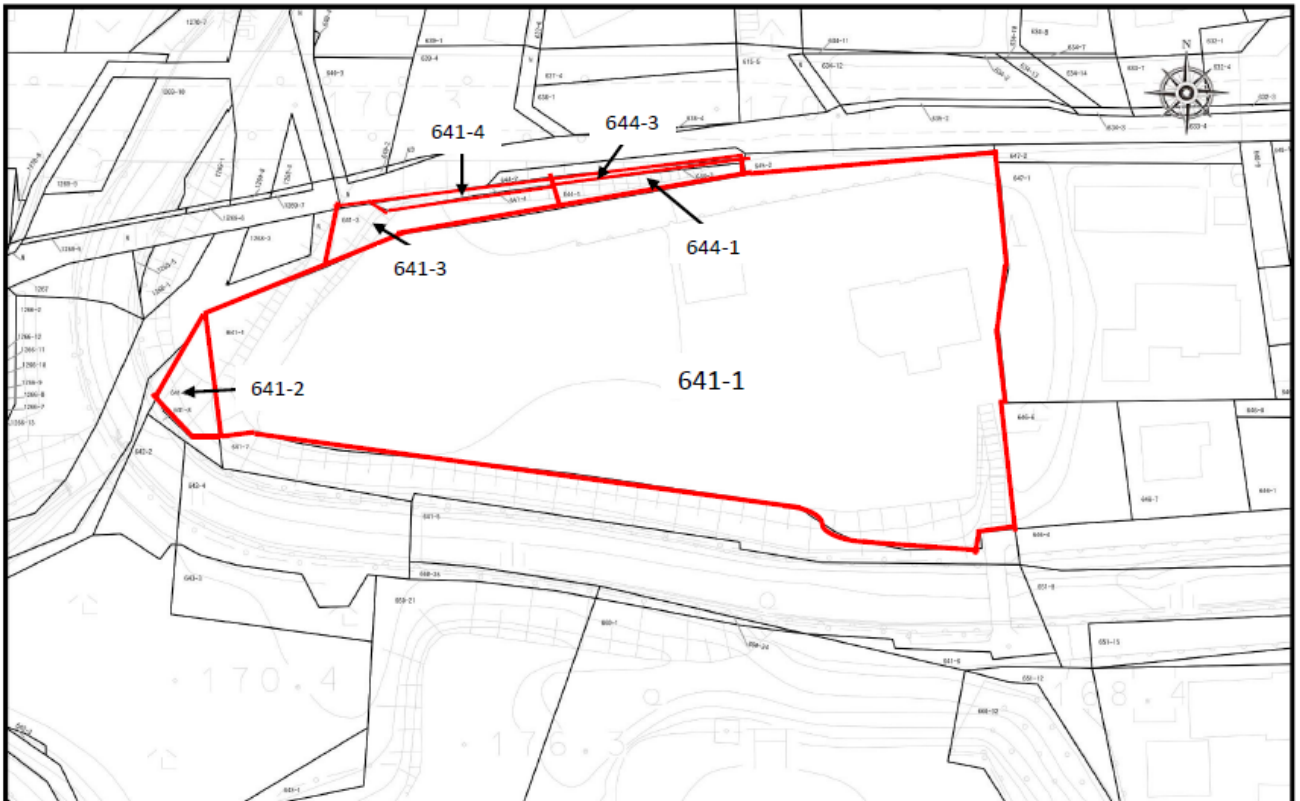
5 位置図

別紙のとおり

位置図



地番図



教育委員会議案第13号

前橋市指定文化財の指定について

前橋市文化財保護条例（昭和38年前橋市条例第19号）第3条の規定に基づき、前橋市指定文化財に指定しようとする。

令和4年3月15日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

- 1 指定しようとする物件
前橋市指定重要文化財 塩原佐平家文書および関連資料一式
- 2 指定年月日
議決の日

名 称 塩原佐平家文書および関連資料一式
 員 数 1, 108件 1, 767点 (関連資料 34件)
 所在場所 前橋市総社町三丁目11-4 前橋市教育委員会事務局文化財保護課
 前橋市田口町472番地5 塩原謙二
 所有者及び管理者
 所有者 前橋市田口町472番地5 塩原謙二
 管理者 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市

概 要

本件は、前橋市田口町の塩原謙二家に伝来する江戸時代後期から平成10年代に至る文書群であり、その数は1108件（総点数1767点）にのぼり、この他写真資料や標本などの関連資料で構成される。

塩原佐平家（注1）は、明治14年（1881）に蚕種の製造を本格化させ、昭和32年（1957）から平成8年まで塩原蚕種株式会社を経営した。同社が明治20年に製出した改良蚕種「塩原亦」は全国の養蚕家・蚕種家に人気を博した。また、ピーク時である昭和44年には6万1467箱の蚕種を製造するなど、明治～昭和にかけて活躍した蚕種製造農家である。同家の建造物は、主屋や付属建物が近代の蚕種製造民家の様子をよく示すとして、令和元年（2019）に重要文化財に指定されている。

本物件は、ほとんどを近現代の文書が占め、①田口村・南橋村・勢多郡の公的な文書、②塩原家の私的な文書、③同家の蚕種業関係（蚕種経営・刀川蚕種組合・塩原蚕種株式会社・蚕種業団体など）の文書などがある。このうち、蚕種業関係文書が全体の6割近くを占め、その半数は塩原蚕種株式会社の文書群である。注目される史料としては、Ⅰ）明治20年代から同30年代にかけて全国に販売網を拡大した同家製出の改良蚕種「塩原亦」の「販売帳」や「注文表」、Ⅱ）蚕種業に大きな転換をもたらした大正・昭和期の一代交雑種・人工孵化・蚕種冷蔵の技術導入に関する史料（蚕種製造届など）、Ⅲ）戦後の養蚕組合との団体協約関係史料などがある。

本件の史料的価値は、次の3点に要約される。

- 1 本物件には、現存の主屋以前に赤城型の主屋などが建造されていたことや、塩原家の蚕種製造関連施設の変遷過程を立証できる史料群であり、重要文化財に指定された建造物の価値を側面から裏付けることができる。
- 2 明治から昭和にかけての蚕種製造農家の経営の様子を具体的に明らかにすることができる史料群であり、4代にわたって続いた塩原佐平家の蚕種業の変遷過程を詳しく知ることができる。
- 3 勢多・前橋地域の蚕種業者は、組合を結成して蚕種業を維持、発展させてきたが、塩原家は指導的な立場で活躍してきたため、本物件は関連史料が豊富であり、群馬県における蚕種業組合の変遷が具体的に解明することができる。

近年、明治期から昭和戦後期に至る近代以降の文書群の重要性が認識されており、『群馬県行政文書』など文化財指定もなされている。本物件は近現代の史料群であり、私文書や企業史料であることが最大の特徴である。

本資料の重要性を鑑み、今後、貴重な文化財の保存に万全を期すためにも、重要文化財として指定を行い、保護を図る必要性が極めて高い物件であると考えられる。

【指定理由】

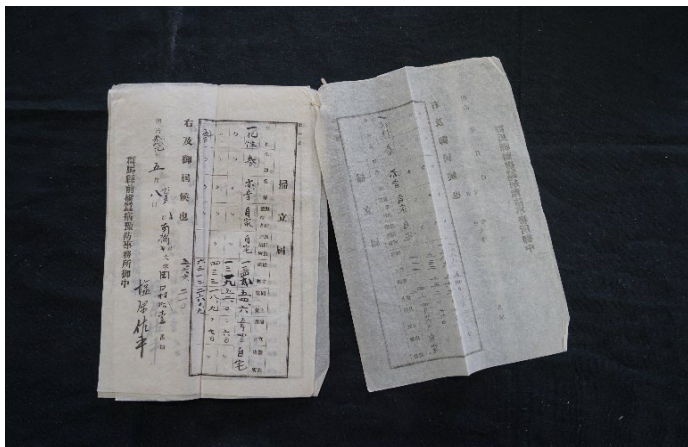
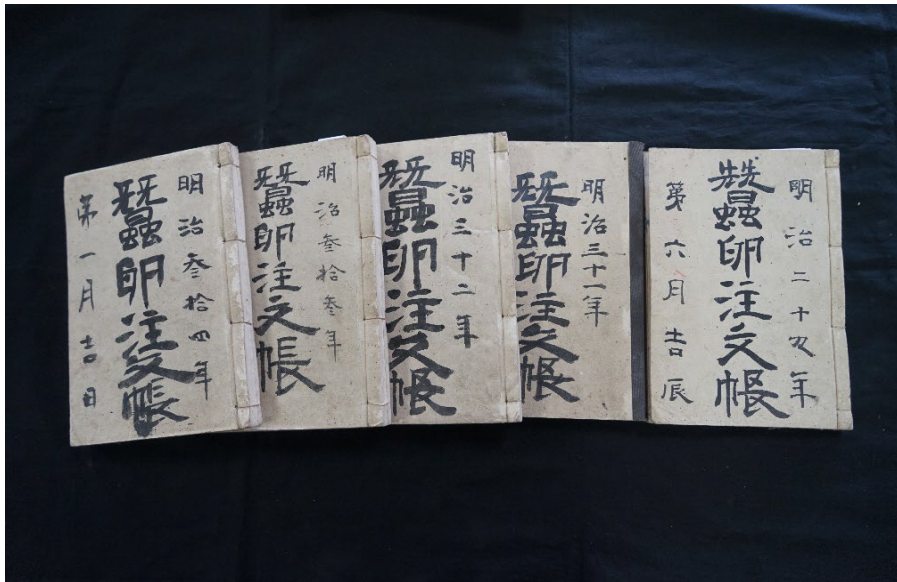
明治期～昭和期にかけての本県の蚕種業の変遷過程を具体的に知ることができ、本市の近代以降の蚕種業史を知る上で重要な史料である。また、重要文化財指定された建造物の価値を側面から裏付けることができる史料である。

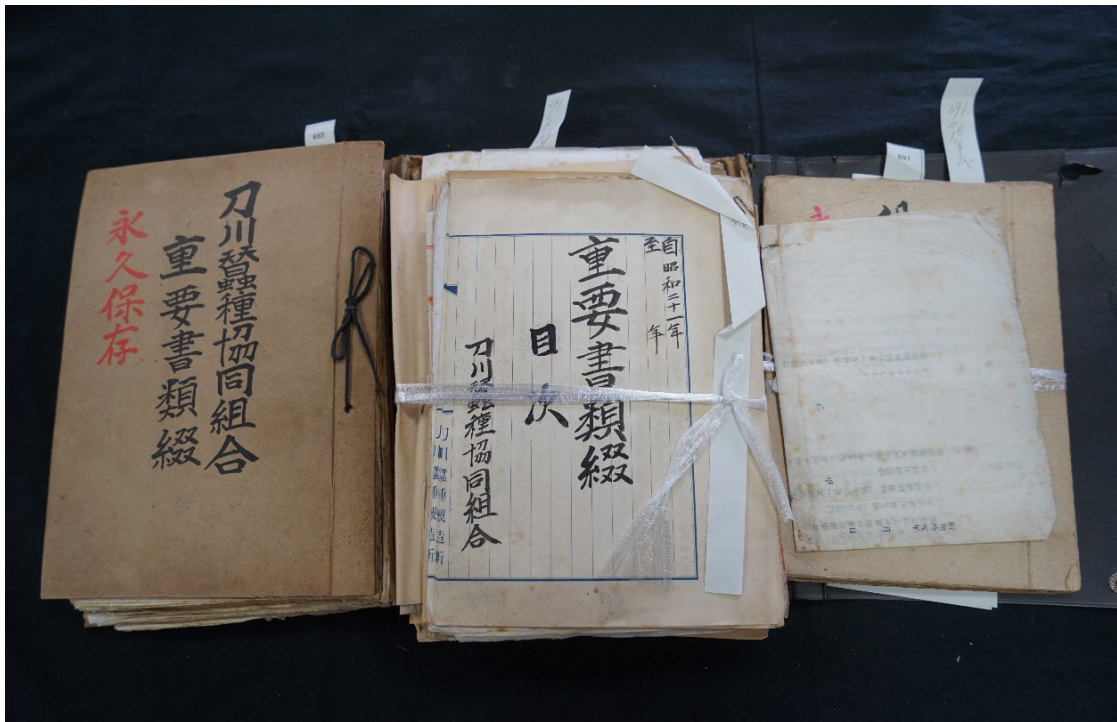
塩原家佐平家文書および関連資料一式

	項目番号	分類項目	枝番号	年代	点数	備考
1	田口村・南橋村・勢多郡	0 近世文書		享保14年～明治3年	18	
2		1 近代文書		明治7年～昭和20年	142	
3	塩原家	2 土地		明治12年～昭和59年	119	
4		3 経営		明治18年～昭和53年	123	
5		4 家計		明治8年～昭和57年	31	
6		5 交際		明治12年～昭和51年	107	
7		6 信仰		明治9年～明治40年	43	
8		7 教育文化		明治33年～昭和39年	103	
9		8 普請		明治29年～平成13年	10	
10		9 塩原家の蚕種経営		明治28年～昭和27年	228	
11		10 刀川蚕種組合		明治33年～昭和5年	60	
12	11 刀川蚕種共同施設組合		昭和15年～昭和20年	32		
13	12 刀川蚕種協同組合南橋製造所		昭和21年～昭和32年	64		
14	13 塩原蚕種株式会社	1 製造・販売		昭和32年～昭和58年	185	
15		2 経営・帳簿		昭和29年～平成11年	240	
16		3 建築・設備		昭和25年～昭和57年	71	
17		4 雇用・給与		昭和21年～昭和61年	105	
18	14 蚕種業団体		昭和16年～昭和55年	73		
19	15 刊行物			枝番付き	13	
				明治19年～昭和58年	115	指定から除外
総資料数合計					1,882	文書数1,223件
指定対象資料数					1,767	文書数1,108件

その他資料

資料名	点数	備考
写真資料	17件(30点)	
標本	2件	
顕微鏡	5件	
比重計・温度計	4件(59点)	
その他(会社印等)	6件	





教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	金				
2	土				
3	日	こども公園環境教室①サクラの観察会	13:00～15:00	児童文化センター	青少年課
4	月				
5	火				
6	水				
7	木	市立幼稚園始業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立小・中・特別支援学校始業式・入学式		各学校	学校教育課
8	金	市立幼稚園入園式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立前橋高等学校始業式・入学式		前橋高等学校	前橋高等学校
9	土				
10	日				
11	月				
12	火				
13	水				
14	木				
15	金	教育委員会4月定例会	14:00～15:00	前橋市役所11階北会議室	総務課
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土	前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～15:00	桂萱市民サービスセンターホール	文化財保護課
24	日				
25	月				
26	火				
27	水				
28	木				
29	金	昭和の日			
30	土				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒度に基づく段階に応じて、中止する場合があります。

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日				
2	月				
3	火	憲法記念日 こどもの日フェスティバル①おはなし会(わたげの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
4	水	みどりの日 こどもの日フェスティバル②おはなし会(萌えぎの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
5	木	こどもの日 こどもの日を楽しもう こどもの日フェスティバル③紙芝居ライブ(ヨロコಂಡebuっち) 体験!こども図書館員	9:00～16:30 11:00～12:00 ①10:00～12:00 ②14:00～16:00	児童文化センター こども図書館 こども図書館	青少年課 図書館 図書館
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火				
11	水				
12	木				
13	金				
14	土				
15	日	こども公園環境教室②メダカを育てよう	13:00～15:00	児童文化センター	青少年課
16	月	教育委員会5月定例会	14:00～15:00	前橋市役所11階北会議室	総務課
17	火				
18	水				
19	木				
20	金				
21	土				
22	日				
23	月				
24	火				
25	水				
26	木				
27	金	市P連定期総会	16:00～17:35	前橋テルサ	学校教育課
28	土				
29	日				
30	月				
31	火				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒度に基づく段階に応じて、中止する場合があります。

令和 3 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課

日 時	令和 4 年 2 月 2 日 (水) 午前 10 : 00 ~ 11 : 45
場 所	文化財保護課 2 階会議室
出 席 者	(委員 : 6 名) 村田委員長、岡田委員、須永委員、能登委員、右島委員、宮崎委員 (事務局 : 8 名) 吉川教育長、藤井教育次長、上野文化財保護課長、他 5 名
議 題	(1) 諮問 ・前橋市指定重要文化財の指定について 塩原佐平家文書および関連資料一式 (2) 審議 ・前橋市指定重要文化財の指定について 塩原佐平家文書および関連資料一式 (3) 議事 ①報 告 今年度の文化財調査の結果 ②その他 ・令和 3 年度総社古墳群範囲内容確認調査事業 ・令和 3 年度上野国府等範囲内容確認調査事業 ・令和 3 年度上細井中西部地区土地改良に伴う発掘調査事業 ・塩原家住宅防災施設整備事業 ・市指定史跡前橋藩酒井氏歴代墓地整備事業
結 果 概 要	(1) 諮問「塩原佐平家文書および関連資料一式」の指定について諮問を行う。 (2) 審議 ・市指定重要文化財候補「塩原佐平家文書および関連資料一式」の指定について審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの方向が出された。 (3) 議事 ・令和 3 年度の文化財調査の結果が報告された ・令和 3 年度実施事業の概要について説明し、委員より了解を得た。
主 意 見 等	(2) 審議 ・諮問物件が指定となることについては、問題ない。今後資料の保存場所や保存方法について検討が必要である。 ・諮問物件の指定後は広く閲覧ができるような仕組みづくりが必要であり、検討を要する。 ・所有者と協議を進め、寄託契約等についても検討を要する。 (3) 議事 ・市指定史跡前橋藩酒井氏歴代墓地整備事業については、史跡としての価値を損ねないよう慎重に進める必要があるが、現段階から文化庁調査官と調整の上進めてはどうか。

令和4年度 市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

前橋高等学校

1 【前期】 検査日: 令和4年2月8日(火) ※合格発表: 2月17日(木)

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
R3	男	120	57	25	82	1.74	27	14	41
	女		85	42	127		49	31	80
	計		142	67	209		76	45	121
R4	男	120	80	29	109	2.02	34	19	53
	女		89	44	133		39	28	67
	計		169	73	242		73	47	120

R4選抜区分ごとの合格者数

	男	女	計
A 選抜	26	38	64
B 選抜	27	29	56
計	53	67	120

2 【後期】 学力検査日: 令和4年3月8日(火)・9日(水) ※合格発表: 3月16日(水)10時～

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
R3	男	120	41	17	58	0.98	41	17	58
	女		43	16	59		43	16	59
	計		84	33	117		84	33	117
R4	男	120	45	13	58	1.08			
	女		52	19	71				
	計		97	32	129				

3 【合格者合計】

入学年度	男女	定員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
R3	男	240	68	31	99
	女		92	47	139
	計		160	78	238
R4	男	240			
	女				
	計				

令和3年度第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課

当初予定日時	令和4年2月24日（木） 午後2：30～4：00
当初予定場所	中央公民館 5階 501学習室
構 成 員	○審議会委員 15人 森谷委員長、萩原副委員長、松村委員、村島委員、持田委員、 矢島委員、小高委員、鳥居塚委員、國元委員、屋内委員、馬場委員 佐藤（高）委員、田村委員、前原委員、佐藤（隆）委員 ○事務局 5人 関口生涯学習課長、関沼補佐、宇多補佐、西澤中央公民館長、 田村副主幹
議 題	協議事項 「公民館における社会教育事業充実のためのコミュニティデザインの見直し」についての答申書作成に向けた協議
結果概要	令和3年2月24日（木）の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、審議会委員が一同に会して協議することは、好ましくないと考えられるため、2月24日の開催は中止とし、開催方法を書面開催により実施することとした。
委員からの意見	特になし
書面開催スケジュール	2月7日（月）～2月18日（金） 議長により答申案作成 2月21日（月）～3月4日（金） 答申案について、各委員からの意見を聴取 3月7日（月）～3月18日（金） 各委員からの意見を踏まえ、議長が答申を作成、提出

前橋市立図書館新本館基本構想（案）に関するパブリックコメントの実施について

図書館

1 概要

中心市街地への移転が予定されている図書館新本館の基本方針や主な取り組み、整備のあり方などについて広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しようとするもの。

2 パブリックコメント資料

- (1) 前橋市立図書館新本館基本構想（案）
- (2) 同 資料編（案）

3 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見の募集期間

令和4年3月16日（水）～ 令和4年4月13日（水）

(2) 資料の公表方法

- ① 市ホームページへの掲載
- ② 施設での配布
 - ・前橋市立図書館（本館、こども図書館）
 - ・前橋市役所（情報公開コーナー）
 - ・総合教育プラザ
 - ・各支所
 - ・各市民サービスセンター

(3) 市民への周知方法

- ① 市ホームページへの掲載
- ② まちの安全ひろメール
- ③ 公民館報（3月号）
- ④ 図書館だより（3月号）

(4) 意見の受付方法

- ① 電子メール
- ② 郵送
- ③ 資料配布施設への持参
- ④ 市ホームページ内の専用入力フォーム

(5) 意見に対する回答

意見及び意見に対する本市の考え方について、市ホームページ及び資料の配布場所で公表